

令和7年定例会6月会議において、福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正した内容を新旧対照表で明記しましたのでご参照願います。（改正部分は、太字アンダーラインで明記）

福島町議会基本条例諮問会議条例

平成22年3月19日

条例第8号

改正前	改正後
(設置・目的) 第1条 福島町議会基本条例(平成21年福島町条例第11号。以下「基本条例」)第20条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議(以下「諮問会議」)を設置し、組織、運営に必要な事項を定めることを目的とする。 (所掌事項) 第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じて調査審議し、議会に意見を答申する。 (1) 基本条例の見直しに関する事項 (2) 議員定数・歳費に関する事項 (3) 議会評価に関する事項 (4) その他基本条例に関する事項 (組織) 第3条 諮問会議は、委員<u>10人</u>以内で組織する。 (委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。 (1) 産業関係団体の構成員(推薦) (2) 教育関係団体の構成員(推薦) (3) 町内関係団体の構成員(推薦) (4) 公募による町民 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた	(設置・目的) 第1条 福島町議会基本条例(平成21年福島町条例第11号。以下「基本条例」)第20条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議(以下「諮問会議」)を設置し、組織、運営に必要な事項を定めることを目的とする。 (所掌事項・職務) 第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じて調査審議し、議会に意見を答申する。 (1) 基本条例の見直しに関する事項 (2) 議員定数・歳費に関する事項 (3) 議会評価に関する事項 (4) その他基本条例に関する事項 <u>2 諮問会議の委員は、次に掲げる職務を行うものとする。</u> <u>(1) 議長から諮問された所掌事項の調査審議を行うこと。</u> <u>(2) 本会議等(非公式で行われるものを除く。)に参画し、会議内容に関する意見を具申すること。</u> <u>(3) 福島町議会だより、福島町議会ホームページに関する意見を具申すること。</u> (組織) 第3条 諮問会議は、委員<u>13人</u>以内で組織する。 (委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。 (1) 産業関係団体の構成員(推薦) (2) 教育関係団体の構成員(推薦) (3) 町内関係団体の構成員(推薦) (4) 公募による町民 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた

場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(顧問)

第 6 条 諮問会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会議の諮問事項について適宜、適切な指導・助言等を述べることができる。

(会議)

第 7 条 諮問会議は、会長が召集する。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を要請し、意見・説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第 8 条 諮問委員 及び 顧問に報酬を支給する。

- 2 委員の報酬は日額とし報酬額は、5,000円とする。
- 3 顧問の報酬は年額とし報酬額は、100,000円とする。

(費用弁償)

第 9 条 委員、顧問が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 支給する旅費の額は、別表による。

- 3 旅費支給方法については、職員等の旅

場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(顧問)

第 6 条 諮問会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会議の諮問事項について適宜、適切な指導・助言等を述べることができる。

(会議)

第 7 条 諮問会議は、会長が召集する。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を要請し、意見・説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第 8 条 諮問委員・顧問に報酬を支給する。ただし、第2条第2項第2号・第3号の職務については、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬は日額とし報酬額は、5,000円とする。
- 3 顧問の報酬は年額とし報酬額は、100,000円とする。

(費用弁償)

第 9 条 委員、顧問が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、第2条第2項第2号・第3号の職務については、旅費を支給しない。

- 2 支給する旅費の額は、福島町議会議員歳費・費用弁償等条例（昭和40年福島町条例第19号）別表第2に定める額による。

- 3 旅費支給方法については、職員等の旅

費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の規定を準用する。職務のため町内旅行した者、通知に応じて会議・調査立会い等のため参会した者に対して支給する旅費額は、1,000円とする。

(事務)

第10条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 諮問会議の運営に必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日条例第12号)

平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月31日条例第1号)

令和4年4月1日から施行する。

別表

内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1日に つき)
		甲地方	乙地方	
37円	2,000円	14,800	11,800	1,000円
		円	円	

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の規定を準用する。職務のため町内旅行した者、通知に応じて会議・調査立会い等のため参会した者に対して支給する旅費額は、1,000円とする。

(事務)

第10条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 諮問会議の運営に必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日条例第12号)

平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月31日条例第1号)

令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月19日条例第1号)
令和7年7月1日から施行する。

別表 削除